

表1 土石の堆積に必要な書類一覧 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内容等	様式	備考	チェック欄
1	許可申請書	・工事主、工事の概要等を記載	省令様式 第四		
2	図面	表5-5参照			
3	構造計算書等 (崩壊防止)	・措置の概要、構造計画、応力算定 及び断面計算等	※ (注1)	・土石の堆積を行う面（鋼板等を使用 したものであって、勾配が10分の1以 下であるものに限る。）を有する堅固な 構造物、又は、堆積した土石の滑動を 防ぐため又は滑動する堆積した土石を 支えるための構造物を設置等する場合	
4	構造計算書等 (流出防止)	・措置の概要、構造計画、応力算定 及び断面計算等	※ (注2)	・堆積した土石の周囲にその高さを超え る鋼矢板等の設置措置を講ずる場合	
	大臣認定擁壁 認定書（注 3）	・大臣認定擁壁の認定書（国土交 通大臣発行） ・大臣認定擁壁の認証証明書（公 益社団法人 全国宅地擁壁技術協会 発行） ・設計条件が分かる資料	※	・大臣認定擁壁を使用している場合 (政令第17条)	
5	申請地及びそ の周辺の写真	・撮影方向、申請区域の明示（赤 枠で囲むこと）			
6	工事主の確認 書類	〈工事主が個人の場合〉 ・住民票、個人番号カード（番号を 黒塗りしたもの）の写し又は運転免 許証の写し等		・申請日から3か月以内（住民票の写 し、法人の登記事項証明書）	
		〈工事主が法人の場合〉 ・法人の登記事項証明書 ・役員（注4）の住民票、個人番 号カード（番号を黒塗りしたもの）の 写し又は運転免許証の写し等			
7	工事主の資 力・信用に関す る書類	資金計画書	省令様式 第五		
		〈工事主が個人の場合〉 ・直前3年の所得税（国税）の納 税証明書（注5）			
		〈工事主が法人の場合〉 ・事業経歴書（参考様式） ・直前3年の各事業年度における法 人税（国税）の納税証明書（そ の1）			
		暴力団等に該当しない旨の誓約書 (押印又は自署)	細則様式 第4		
8	権利者全ての	土地の同意状況調査書	細則様式	・申請日から3か月以内	

番号	書類の名称	内容等	様式	備考	チェック欄
	同意を得たことを証する書類		第3	(同意書、印鑑証明書)	
		各権利者の同意書(注6) (自署又は実印朱肉で捺印)	参考様式		
		印鑑証明書 (同意書が実印朱肉で捺印の場合に限る)			
9	住民への周知措置を講じたことを証する書面(注7)	<説明会開催の場合> ・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料(議事録または議事要約、説明会に用いた資料等) <書面配布の場合> ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等 <掲示及びインターネットによる場合> ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し(URL含む)		周知が必要な内容や範囲等については、盛土規制法に関する事務申請等マニュアル(P41~42)参照	
10	工事施行者の能力に関する書類	・事業経歴書	参考様式	・申請日から3か月以内(住民票の写し、法人の登記事項証明書)	
		・建設業の許可証明書	※		
		<工事施行者が個人の場合> ・住民票、個人番号カード(番号を黒塗りのしたもの)の写し又は運転免許証の写し等			
		<工事施行者が法人の場合> ・法人の登記事項証明書			
11	土地の公図の写し	土地の境界(赤枠で囲むこと)		・申請日から3か月以内	
12	土地の登記事項証明書			・申請日から3か月以内	
13	委任状	・押印又は自署	※ 参考様式	・代理人が申請手続を行う場合(注8)(注9)	
14	その他	・都道府県知事が必要と認める書類 ・疑義照会の修正事項一覧表		・疑義照会の修正事項一覧表については、事前審査段階を含む	

注1：崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象(盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)」が分かる書類を添付して下さい。

注2：大臣認定擁壁のみ使用しており、大臣認定擁壁認定書を提出する場合は、添付不要です。

注3：製造工場及び有効期間を明記されているものを添付してください。

注4：「役員」の範囲は、原則、会社法に基づく会社に対しては「取締役」、その他の法人に対しては「理事」として、法人の登記事項証明書に記載された全員とします。

注5：納税証明書は、納付すべき税額、納付した税額が記載されている納税証明書を添付してください。

工事主が個人サラリーマンの場合等で添付が困難な場合は、未納額がない旨の証明書を添付してください。

注6：原則として、土地の権利を有する者1名ごとに同意書を取得してください。

注7：溪流等において、高さ15mを超える盛土をする場合は、説明会開催が要件となります。

注8：行政書士法において、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として官公署に提出する書類を作成する業務を行うことは禁止されています。（他の法律に別段の定めがある場合を除く。）

注9：建築を伴う場合には、建築士による書類作成の代理も可能です。（建築士法第21条）

表2 土石の堆積の申請図面について

番号	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考	チェック欄
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上		
2	地形図	・方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする。	
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置（排水施設等）を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。	
4	土地の断面図	・土石の堆積を行う土地の地盤面及びその高さ	1/500 以上		
5	土地の求積図	・土地の面積（申請書「第5欄」） ・盛土又は切土をする土地の面積（申請書「10欄口」） ・盛土又は切土をする土地の面積（30cm超）	1/500 以上		
6	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法（再生材は原則不可） ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・水抜穴の寸法及び間隔 ・基礎地盤及び裏込土の土質（記載例：砂質土） ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	「盛土規制法に関する技術的ガイドライン」 「盛土等防災マニュアル」 「盛土等防災マニュアルの解説」	

番号	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考	チェック欄
		・擁壁の設計条件 (適用土質、積載荷重、必要地耐力、配筋、かぶり厚等)			

※鉄筋コンクリート造等擁壁の設計については、「盛土等防災マニュアルの解説」の「ⅤⅢ・3・2 鉄筋コンクリート造等擁壁の設計及び施工」(令和5年度 P429～)を確認すること。